

( 公 印 省 略 )  
産 第 3 0 2 6 5 - 2 0 3 号  
令 和 4 年 1 0 月 1 3 日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太  
( 産業経済部産業政策課 )

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」の改訂並びに  
同ガイドラインに基づく警戒レベル及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和4年10月12日（水）に開催しました、第94回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」を改訂しました。また、同ガイドラインに基づく要請を10月15日（土）以降行うことを決定しました。

なお、要請期間については、これまで2週間を単位としてきましたが、警戒レベルが1であり、かつ感染状況が落ち着いた状況の場合に限り、要請の終期を定めず「当面の間」にすることとします。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、同ガイドラインに基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

ー前回（10月1日（土）以降の要請）との主な変更点ー

(1) ガイドライン警戒レベル

警戒レベル「1」：35市町村

(2) 県民の皆様への要請

- ・ワクチン接種の積極的な検討
- ・大人数での会食等は感染リスクが高まることから、十分注意

(3) 事業者の皆様への要請

- ・テレワーク、時差出勤等を推奨
- ・高齢者施設や病院等での直接面会の際は、適切な感染防止対策の徹底

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（10月15日（土）以降）』を御確認ください。

**【問い合わせ先】**

(社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容及び  
新型コロナウイルス等対策特別措置法に関すること)

担 当：危機管理課感染症対策調整係

T E L：0 2 7 - 2 2 6 - 2 4 2 0